

科学研究費助成事業における評価に関する規程

平成 14 年 1 月 12 日
科学技術・学術審議会学術分科会
科学研究費補助金審査部会決定
平成 15 年 4 月 15 日一部改正
平成 16 年 1 月 28 日一部改正
平成 16 年 11 月 17 日一部改正
平成 17 年 6 月 6 日一部改正
平成 18 年 1 月 31 日一部改正
平成 18 年 6 月 6 日一部改正
平成 18 年 11 月 21 日一部改正
平成 19 年 1 月 30 日一部改正
平成 19 年 11 月 20 日一部改正
平成 20 年 8 月 1 日一部改正
平成 20 年 11 月 12 日一部改正
平成 21 年 3 月 23 日一部改正
平成 21 年 11 月 26 日一部改正
平成 22 年 11 月 25 日一部改正
平成 23 年 4 月 19 日一部改正
平成 23 年 12 月 1 日一部改正
平成 24 年 11 月 27 日一部改正
平成 28 年 3 月 29 日一部改正
平成 28 年 11 月 24 日一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「部会」という。）において行う科学研究費助成事業に係る評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|--|
| 一 審査部会運営規則 | 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会運営規則
(平成 13 年 3 月 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定) をいう。 |
| 二 評価者 | 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員並びに「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」(平成 21 年 3 月 23 日 研究振興局長決定) に定める委員会に属する外部有識者をいう。 |
| 三 被評価者 | 下記の者のうち、部会において行う評価の対象となっている者を総称する場合をいう。(下記の者のうち事前評価の対象となっている者を総称する場合は、「応募者」という。) |
| | (1) 新学術領域研究の研究領域の領域代表者又は研究課題の研究代表者
(2) 特別研究促進費の研究課題の研究代表者
(3) 特定奨励費の研究事業の代表者 |
| 四 委員会 | 「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」 |

	(平成21年3月23日研究振興局長決定)に定める委員会をいう。
五 各系委員会	委員会のうち人文・社会系委員会、理工系委員会、生物系委員会、複合領域委員会をいう。
六 審査意見書	部会又は各系委員会における審査において、より専門的な意見を加味するため所定の様式により作成された意見書をいう。
七 審査意見書作成者	審査意見書の作成を依頼された者をいう。
八 学術調査官	文部科学省組織規則第53条及び第62条に定める者であって、命を受けて文部科学省研究振興局の所掌事務のうち学術に関する事項についての調査、指導及び助言に当たる者をいう。

(新学術領域研究の扱い)

第1条の3 新学術領域研究の評価に関する規定は、本規程によるものほか別に定めることとする。

(評価の種類)

第2条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事前評価
- 二 中間評価
- 三 事後評価

(評価の時期)

第3条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事前評価 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 中間評価 研究領域設定後3年度目に行う。(新学術領域研究に限る。)
- 三 事後評価 研究領域終了年度の翌年度に行う。(新学術領域研究に限る。)

なお、天災等により、主たる研究の遅れが不可避であった場合において、部会が翌年度に改めて事後評価を行うことが適当であると判断した場合は、評点を付すこと(以下「評定」という。)を保留し、翌年度に再度事後評価を実施することとする。

(評価の方法)

第4条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(審査意見書)

第5条 部会又は各系委員会において、新学術領域研究の研究領域及び研究課題並びに特定奨励費の研究事業について、事前評価(以下「審査」という。)を行う場合には、より専門的な意見を加味するため、評価者は、次の各号に掲げるものに係る審査意見書を参照するものとする。

- 一 新学術領域研究の新規研究領域のうちヒアリング対象となったもの
- 二 特定奨励費の研究事業のうちヒアリング対象となったもの
- 2 審査意見書作成者の氏名等は、評価者に開示しないものとする。また、審査意見書作成者及びその候補者となった者の氏名等については、公表しないものとする。
- 3 審査意見書作成者は、学術調査官が推薦する当該研究領域、研究課題又は研究事業の関連分野に精通する候補者の中から、部会長又は各系委員会の主査が選考し、依頼する。
- 4 審査意見書作成者候補の推薦にあたり、学術調査官は、次の各号に掲げる点に留意するものとする。
 - 一 同一の研究機関又は部局からの重複推薦をできる限り避けること
 - 二 次の者は推薦しないこと

- (1) 当該各系委員会の審査の対象となる同一研究種目の研究代表者及び領域代表者。ただし、継続の研究課題及び研究領域に係る者を除く。
- (2) 部会に属する評価者
- (3) 当該各系委員会に属する評価者（特定奨励費の審査意見書作成者を除く。）

（守秘の徹底）

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 評価者、審査意見書作成者及び学術調査官は、評価の過程で知ることのできた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書及びその内容（採択されたもののうち応募者が情報提供に同意したものを除く。）
 - 二 審査においてヒアリング対象の研究課題、研究領域又は研究事業となっているかどうかに関する情報（応募者に通知するまでの間）
 - 三 審査意見書及びその内容
 - 四 評価者の発言内容及び評価に関連して評価者を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む。）
 - 五 各評価者が行う評価の評点及びその集計結果
 - 六 評価の結果（被評価者に開示されるまでの間）
 - 七 委員会に属する評価者の候補者となった者の氏名等
 - 八 委員会に属する評価者の氏名等（第8条に定める一般に公開されるまでの間）
 - 九 その他非公表とされている情報
- 3 評価者及び学術調査官は、被評価者以外の者からの問い合わせに応じないものとする。

（利害関係者の排除）

第7条 利害関係者の排除の方針は、次のとおりとする。

- 一 評価者は、自らが「研究代表者、研究分担者、連携研究者、領域代表者又は特定奨励費の研究事業実施団体の役員もしくは研究責任者（以下本条において「研究代表者等」という。）」である「研究課題、研究領域又は研究事業（以下本条において「研究課題等」という。）」の評価に参画しないものとする。
なお、評価者が、研究領域を構成して行う研究の関係者である場合の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 評価者が、領域代表者、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、当該研究領域の評価及び当該研究領域を構成する計画研究の研究課題の評価には参画しない。
 - (2) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者又は連携研究者として参加している場合、当該研究領域の評価には参画しない。
 - (3) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者又は連携研究者として応募している場合、自ら応募した研究課題の評価には参画しない。
- 二 評価者が、研究課題等の研究代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合又は所属する委員会等において評価に参画しないことが適當との判断がなされた場合は、評価に参画しないものとする。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係（例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会への参加」を通じ緊密な関係にある者）
 - (3) 同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係
 - (4) 密接な師弟関係
 - (5) 研究課題等の評価に参画することにより公正性が失われると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
 - (6) (1)～(5)のほか、評価者が自ら強い利害関係を有すると判断する関係

(評価結果等の開示)

- 第8条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。
- 2 中間評価及び事後評価の結果は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各系委員会における調査結果及び所見を領域代表者に通知する。また、部会における所見を一般に公開する。
- なお、事後評価において、翌年度に改めて事後評価を行うことが適當とされた場合は、評定保留の旨を領域代表者に通知するとともに一般に公開する。
- 3 前項に規定する公開に当たっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮するものとする。
- 4 評価者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

(評価結果等の情報提供)

- 第9条 評価者及び学術調査官は、評価結果が被評価者に開示された後、被評価者の求めに応じ、当該評価結果に係る補足情報（評価者が特定されるものを除く。）を提供することができる。

第2章 審査（事前評価）

(審査の実施体制)

- 第10条 部会において行う審査に係る調査は、委員会において行うものとする。
- 2 学術調査官は、審査において次に掲げる事項に関与するものとする。
- 一 部会及び各系委員会に対して審査に関する情報を提供すること
- 二 各系委員会がとりまとめる審査結果の原案を作成すること
- 三 審査の結果が研究代表者及び領域代表者に通知された後、研究代表者又は領域代表者からの求めに応じて、審査結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること

(審査の方針)

- 第11条 審査の方針は、次のとおりとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月内閣総理大臣決定）の趣旨、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月文部科学大臣決定）のほか、本規程に則り、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金の適正な使用に向けた取り組みも考慮しつつ、科学研究費補助金の効果的・効率的配分を図る。

その際、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合せ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究領域及び研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

- (2) 採択したものに対しては、その内容に対応する必要な額を配分する。
- (3) 配分額は原則として10万円単位とする。

二 研究種目別の方針

(1) 特別研究促進費

緊急かつ重要な研究課題の発生に対応して、特に研究費の配分を行う必要がある場合に、機動的な対応が十分期待できる研究課題を選定する。

(2) 特定奨励費

学術研究諸団体が行う次に掲げる研究事業を対象とし、学術的・社会的要請の強い特色ある事業で、審査時点において、我が国の学術研究の振興上奨励することが必要と認められるものを選定する。なお、「個人又は複数の研究者において競争的資金等を活用して行うべき研究」は対象とせず、学術研究諸団体が団体として実施しようとするものに限る。

- ① 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業。
- ② 長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの。

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別研究促進費

部会において、次の「審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、合議により採択研究課題を決定する。

〔審査に当たっての着目点〕

- ① 突発的に発生した災害などに関する緊急の研究
 - ・突発的に発生した自然災害等を研究対象とするものであるか。（事前に予測できなかつたものか）
 - ・当該年度中に実施しなければならないものであるか。（研究対象が滅失等してしまうものか）
 - ・十分な社会的要請、学術的価値のあるものであるか。
 - ・他の研究資金による対応ができないものであるか。
- ② 学術の振興施策の検討に必要な調査研究
 - ・科学技術・学術審議会学術分科会の各部会で実施の必要性が認められた内容にかんがみ、研究計画（研究組織、研究期間、研究経費等を含む。）の内容は妥当であるか。また、学術振興施策の検討に適切に活用することが期待されるか。

二 特定奨励費

部会は、「事業計画調書」に基づき、「(3) 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、合議により採択研究事業を決定する。

ただし、部会長が必要と判断する場合には、ヒアリングを行った後、別紙「特定奨励費の審査意見書」を参考として、合議により採択研究事業を決定することができる。

(1) 審査意見書の作成

部会長は、ヒアリングに基づき採択研究事業を決定する際の資料とするため、応募研究事業ごとに学術調査官が推薦する当該研究事業の関連分野に精通する研究者の中から、2名程度の者を審査意見書作成者として選考し、「特定奨励費の審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、「特定奨励費の審査意見書」の作成に当たって、「(3) 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し意見を付す。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングは、「事業計画調書」、「プレゼンテーション資料」及び「特定奨励費の審査意見書」をもとに、次のとおり行うこととする。

- ① ヒアリングの進め方（時間配分の目安）

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、部会長の

判断により必要な範囲で増減することができる。		
・研究責任者等から事業内容の説明	10分	
・質疑応答	10分	
・審議	5分	
② 説明者		25分
研究責任者を含め3名以内		
③ 説明資料		
事業計画調書及びプレゼンテーション資料		

(3) 審査に当たっての着目点

- ・研究事業は、前条の二の(2)の①又は②に明らかに該当するものであるか。
- ・学術研究諸団体として実施する事業であり、「個人又は複数の研究者が競争的資金等を活用して行うべき研究」は対象としているか。
- ・研究事業は、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究事業の事業計画は十分に練られ、その進め方が着実なものであるか。
- ・研究事業の実施体制等は適切なものであるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、また、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・我が国の学術研究を推進するため、当該研究事業の成果を情報発信するための仕組みが整備されているか。

(審査結果の開示)

第13条 審査の結果の開示は、次のとおりとする。

一 特定奨励費

各評価者の研究事業に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、応募者に対して、当該研究事業の審査結果の所見を通知する。

第3章 中間評価

(中間評価の実施体制)

第14条 部会において行う中間評価に係る調査は、各系委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、中間評価において次に掲げる事項に関与するものとする。

- (1) 部会及び各系委員会に対して中間評価に関する情報を提供すること
- (2) 各系委員会がとりまとめる中間評価結果の原案を作成すること
- (3) 中間評価の結果が領域代表者に通知された後、領域代表者からの求めに応じて、評価結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること

第4章 事後評価

(事後評価の実施体制)

第15条 部会において行う事後評価に係る調査は、各系委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、事後評価において次に掲げる事項に関与するものとする。

- (1) 部会及び各系委員会に対して事後評価に関する情報を提供すること
- (2) 各系委員会がとりまとめる事後評価結果の原案を作成すること
- (3) 事後評価の結果が領域代表者に通知された後、領域代表者からの求めに応じて、評価結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること